第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	○三	ＣＣ
第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	○四	ＣＣ
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	○五	ＣＣ
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	○六（ただし、次のものを除く。） ○六・○二	ＣＣ ＣＣ及びＶＮＭ五十パーセント
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	○七	ＣＣ
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	○八	ＣＣ
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	○九（ただし、次のものを除く。） ○九○一・二一―○九○一・九○	ＣＣ ＣＴＳＨ
第一○類　穀物	一○	ＣＣ
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	一一（ただし、次のものを除く。） 一一・○五 一一・○六 一一○八・一三―一一○八・一四	ＣＣ（第一○類からの変更を除く。） ＣＣ（第七類からの変更を除く。） ＣＣ（第○七・○八項、第○七・一○項、第○七・一三項又は第○七・一四項からの変更を除く。） ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	一二 一二一○八・一九―一二一○八・二○	ＣＣ ＣＣ（第七類又は第一○類からの変更を除く。）
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	一三	ＣＣ
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	一四	ＣＣ
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	一五・○一―一五・○二 一五・○三 一五・○四―一五・○六 一五・○七―一五・○八 一五・○九―一五・一○	ＣＣ ＣＴＨ ＣＣ ＣＣ（第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第七類からの変更を除く。）

	一五一一・一○―一五一五・一九 一五一五・二一―一五一五・二九 一五一五・三○―一五一五・九○ 一五一六・一○ 一五一六・二○ 一五一七・一○ 一五一七・九○―一五二○・○○ 一五二一・一○ 一五二一・九○―一五二二・○○	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第一○類からの変更を除く。） ＣＣ（第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第二類又は第五類からの変更を除く。） ＣＣ（第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第二類、第四類、第五類又は第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第二類、第四類、第五類又は第一二類からの変更を除く。）
第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	一六・○一―一六・○二 一六・○三 一六○四・一一―一六○四・二○ 一六○四・三○ 一六・○五	ＣＣ（第一類、第二類又は第五類からの変更を除く。） ＣＣ（第二類、第三類又は第五類からの変更を除く。） ＣＣ及びＶＮＭ五十パーセント ＣＣ（第三類からの変更を除く。）
第一七類　糖類及び砂糖菓子	一七・○一 一七○二・一一―一七○二・一九 一七○二・二○ 一七○二・三○―一七○二・九○ 一七・○三 一七○四・一○ 一七○四・九○	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第四類からの変更を除く。） ＣＣ ＣＣ（第一一類又は第一二類からの変更を除く。） ＣＣ（第一二類からの変更を除く。） ＣＴＨ及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたもの価額が産品の工場渡し価額の三十パーセントを超えないこと。 ＣＴＨ並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が産品の工場渡し価額の四十五パーセントを超えないこと。
第一八類　ココア及びその調製品	一八（ただし、次のものを除く。） 一八・○一 一八・○六	ＣＴＨ ＣＣ 一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたもの価額が当該産品の工場渡し価額の四十五パーセントを超えないこと。